

2026 年度

一般推薦入試・社会人入試Ⅰ期・帰国生入試Ⅰ期試験（法学部）

一般推薦入試試験 小論文（60 点、90 分）

社会人入試Ⅰ期・帰国生入試Ⅰ期試験 小論文（100 点、90 分）

以下の文章は消費者庁『令和 4 年版消費者白書』（2022）の一部である。これを読んで、後の問いに答えよ。

「日本における民法（明治 29 年法律第 89 号）上の成年年齢は、1876 年以来、20 歳とされていましたが、近年、公職選挙法の選挙権年齢等が 18 歳と定められ、18 歳、19 歳の若者にも国政上の重要な判断に参加してもらうための政策が進められています。また、世界的にも成年年齢を 18 歳とするのが主流となっています。これらを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18 歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論が行われ、2022 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられました。今般の成年年齢の引下げは、18 歳、19 歳の若者の自己決定権を尊重し、消費生活の変化や積極的な社会参加を促すものと考えられます。

成年年齢の引下げによって、18 歳、19 歳の若者は成人として親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。例えば、携帯電話を契約する、クレジットカードを作る、高額な商品を購入しローンを組むといった場面で、未成年の場合は親の同意が必要ですが、成年の場合は、親の同意がなくても、一人で契約ができるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職の進路等も自分の意思で決定できるようになります。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。成年に達すると、親の同意がなくても一人で契約ができるようになるとともに、未成年者取消権も行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。契約には様々なルールがあり、知識や経験に乏しい成年者は、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、そのような成年者を狙う悪質な業者もいるため、注意が必要です。」（令和 4 年版消費者白書 45 頁）

「若者の消費者トラブルの防止に向けては、若者の意識や消費行動、及び若者のぜい弱性も踏まえ、若者向けの消費者教育の充実、相談体制や情報提供の強化、情報収集の支援といった取組が重要と考えられます。その際には、若者の意識や行動には個人差があり、消費者トラブルへの遭いやすさも千差万別であることから、若者一人一人のぜい弱性に対応した取組が求められます。そのための手段として、若者が、自身の行動特性や悪質商法へのだまされやすさ等の心理的傾向を分析・把握できるツールを提供して、それに応じて消費者教育や情報提供を受けることができるようにすること、情報収集の支援を得ることができるようにすることが重要であると考えられます。

また、若者は、子供の頃から SNS 等のソーシャルメディアを使いこなすソーシャルネイティブとして、デジタルリテラシーの高い世代であり、インターネットや SNS を情報収集ツールとして積極的に活用しています。こうした特徴を持つ若者が求めているものは、インターネットや SNS 上で消費者トラブ

ルへの対処方法に関する正確な情報に素早くアクセスできることであると考えられます。しかし、消費者トラブルの種類は非常に多岐にわたっており、同じようなトラブルでもケースバイケースで対処方法は異なるため、全ての消費者トラブルへの対処方法をあらかじめ網羅することは現実的ではありません。また、消費者が大量の情報の中から必要な情報を選び出してアクセスすることができる仕組みも必要になってきます。」（令和4年版消費者白書 93 頁）

問 1 成年年齢の引き下げの経緯を説明し、これによって 18 歳、19 歳の若者に生じる影響について具体例を挙げて 250～350 字で説明せよ。

問 2 18 歳、19 歳の若者が消費生活において直面する問題とその解決策について、550 字～650 字であなただの考えを述べよ。その際、若者が直面する消費者トラブルの具体例を挙げるとともに、下線部の内容を具体的に説明すること。